

## 臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、平成 22 年 8 月開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、平成 22 年 7 月 9 日（金）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

平成 22 年 6 月 25 日

千葉県柏市十余二 348 番地  
昭和ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 重田 衛

---

株主名簿管理人事務取扱場所  
東京都江東区佐賀 1 丁目 17 番 7 号  
みずほ信託銀行 証券代行部